

適正取引の推進に向けた自主行動計画

2022年12月27日 策定

2026年 2月12日 改定

一般社団法人日本造船工業会

造船業は、個別受注生産型の加工組立産業であり、多種多様な部材又は舶用機器等をサプライヤーから調達している。また、船舶の建造プロセスにおける溶接、塗装又は艤装等の各種作業は、元請造船所を中心に、下請関係にある多くの協力会社との分業によって行われている。適正な取引を通じて取引先と共に存共栄の関係を築き、サプライチェーン全体での付加価値向上につなげていくことは、造船業の持続的な成長を実現するうえで極めて重要である。こうした認識の下、会員各社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、下請代金支払遅延等防止法その他の関連法令に基づき、取引の適正化に努めてきたところである。

こうした中、政府は、原材料価格の上昇への対応や中小企業の賃上げ原資の確保を目的として、2021年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめ、政府を挙げて、価格転嫁対策を進めていくこととしている。

これを受けて、国土交通省は、造船分野における更なる公正な取引環境を実現するため、2022年12月に「船舶産業取引適正化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定するとともに、関係団体に対して、取引適正化に向けた自主行動計画を策定するよう要請を行った。また、経済産業省と防衛装備庁は、装備品等に係る取引において参考とすべき文書として、2025年3月に「防衛産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定した。

日本造船工業会（以下「造工」という。）は、ガイドラインの策定において、下請取引ワーキンググループを設置し、国土交通省によるヒアリング調査等に全面的な協力をを行うとともに、自主行動計画の策定に向けた検討を進め、2022年12月、ここに「適正取引の推進に向けた自主行動計画」を取りまとめた。

造工は、ガイドラインの着実な履行、パートナーシップ構築宣言の実施などを通じた会員各社における取引適正化の取組を支援するために、本計画に基づき以下の行動を行うこととする。

1. 船舶産業取引適正化ガイドラインの遵守

造工は、会員各社が、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）の適用対象となる取引を行う場合には、ガイドラインに基づき、以下の点に留意しながら適正な取引を実現するよう勧めることとする。

なお、会員各社は、取適法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、独占禁止法上の問題となる可能性があることに留意するものとする。

（1）対価の決定の方法の改善

委託事業者は、中小受託事業者との間の取引対価の決定に当たっては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月29日内閣官房・公正取引委員会）を踏まえつつ、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益等を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、中小受託事業者と十分に協議して決定するものとし、取適法で禁止する買いたたきや協議に応じない一方的な代金決定を行わないこと。

特に、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることに留意し、協議の場を設けるよう努めること。

- ① 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ③ 委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

また、委託事業者は、トラック運送取引において適正な運賃水準となるよう配慮すること。

加えて、委託事業者は、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請を行わないこと。

(2) 代金の支払方法の改善

委託事業者は、製造委託等代金（以下「代金」という。）の支払いについて、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によること。ファクタリング等により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようとする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにすること。

(3) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう、十分に配慮すること。

また、委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コスト等に見合った契約の見直しを行うこと。

加えて、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努め、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないこと。

(4) 知的財産の保護及び取引の適正化

委託事業者は、「知的財産取引の適正化について」（2021年3月31日20210319中庁第6号）を踏まえ、知的財産権等に係る取引の適正化に努めること。

2. 人材育成への取組に対する支援

造工は、会員各社に対し、取適法等に関する講習会又はシンポジウム等に関する情報提供を行うとともに、会員各社が講習会等を実施する場合に、必要に応じて所要の支援を行う。

3. 自主行動計画のフォローアップ

造工は、会員各社の取引の適正化を図るため、本計画に基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて本計画の改定を行う。

附 則

2022年12月27日策定、同日から実施。
2023年10月31日改定、同日から実施。
2024年10月31日改定、同日から実施。
2025年5月29日改定、同日から実施。
2026年2月12日改定、同日から実施。

以上